

## ブリュッセルI 規則改正による前訴優先原則の動揺？

著者	本間 学
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	59
号	2
ページ	195-221
発行年	2017-03-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/46909">http://hdl.handle.net/2297/46909</a>

## ブリュッセルI規則改正による前訴優先原則の動揺？

### 本 間 学

- 一 はじめに
- 二 ブリュッセルI規則と前訴優先原則
  - 1. 国際訴訟競合の規律——前訴優先原則
  - 2. 前訴優先原則の前提とその機能
  - 3. 前訴優先原則の徹底——Gasser 事件判決
- 三 改正ブリュッセルI規則と前訴優先原則
  - 1. 徹底した前訴優先原則に対する文献上の批判
  - 2. 改正作業
  - 3. 新規則
  - 4. 評価——前訴優先原則は弱体化したのか？
- 四 むすびにかえて

#### 一 はじめに

(1) 同一の事件が日本と外国の異なる裁判所に同時に係属している状態のことを、国際的訴訟競合（国際的<sup>1</sup>二重起訴）という。国内における二重起訴を禁止する規定としては、民訴法 142 条が存在するが、国際的訴訟競合を規律する条約や明文の規定は、わが国には存在しない。平成 23 年民訴法改正においても国際的訴訟競合に関する規定を設けることが検討されたが、最終的には明文化は見送られた<sup>1</sup>。そのため、この問題の解決はなお解釈論に委ねられるが、周知のように、給付訴訟と消極的確認訴訟が競合するような対抗型事例の処理もからみ、従前より見解の対立が存在する<sup>2</sup>。

1 その経緯については、佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答平成 23 年民事訴訟法等改正国際裁判管轄法制の整備』（商事法務、2012）174 頁以下を参照。

2 議論状況については、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法（第 2 版）』（有斐閣、2012）87 頁以下参照。

かかる議論状況の中で、有力に主張されてきた見解がいわゆる承認予測説である<sup>3</sup>。この見解は、外国訴訟で将来下される判決が民訴法 118 条の要件を充足して日本で承認される見込みがあるならば、その前段階的効力とみなすべき外国訴訟係属も考慮され、後れて日本の裁判所で係属した訴えは却下ないし中止されるべきとする。すなわち、外国判決が承認されることが予測される場合には内外手続を等価値であると考え、民訴法 142 条を類推適用し、競合する訴えのうち前訴を優先させる（前訴優先原則）見解である<sup>4</sup>。もともと、かかる見解の基盤にある「内外手続の等価値性」に対しては、現実の手続的差異を等閑視したものであり、そのような理念をもとに内外訴訟係属を形式的に同視することはできないとの批判がしばしばなされている<sup>5</sup>。

(2) このような批判との関係で興味深いのが、EU におけるいわゆるブリュッセル I 規則<sup>6</sup>（以下、後述のブリュッセル Ia 規則と区別するために、とくに断りのない限り「旧規則」という）の改正動向である。同規則も「構成国の手続の等価値性」を前提に、前訴優先原則を採用しているが（後述二参照）、各構成国の手続には、現実には審理期間等の差異が存在する。このような「理念<sup>7</sup>」と

3 海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青法 8 卷 4 号 1 頁、19 頁、矢吹徹雄「国際的な重複訴訟に関する一考察」北法 31 卷 3=4 号（上）（1981）1203 頁、道垣内正人「国際訴訟競合（五）」法協 100 卷 4 号（1983）755 頁、酒井一「国際的二重起訴に関する解釈論考察」判タ 829 号（1994）39 頁、高田裕成「国際的訴訟競合」民訴 45 号（1999）143 頁、153 頁など。

4 本間＝中野＝酒井・前掲（注 2）・97 頁。

5 たとえば、勅使河原和彦「国際民事訴訟法の基本原理としての「内外手続の代替性」について」鈴木重勝ほか編『民事訴訟制度の一側面（内田武吉先生古稀祝賀論文集）』（成文堂、1999）479 頁、489 頁。

6 Verordnung (EG) Nr. 44/2001 des Rates vom 22.12.2001 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. EG 2001 L 12/1.

7 トルペード訴訟を問題とする論者からは、しばしば「構成国の裁判手続の等価値性」はフィクション（理念）に過ぎないものと評される。たとえば、Althammer/Löhnig, Zwischen Realität und Utopie: Der Vertrauensgrundsatz in der Rechtsprechung des EuGH

「現実」の差異を利用した、トルペード訴訟<sup>8</sup>とよばれる現象が問題視されてきた<sup>9</sup>。これは消極的確認訴訟を利用し、次のような形態<sup>10</sup>で見れることが多い<sup>11</sup>。

**【例 1】** 国際的な不法行為事件において、被害者であると主張する Y から加害者であるとされた X が、先制的に Y に対して損害賠償債務の不存在確認を求める訴えを A 国裁判所に提起した。その後、Y が X を相手取り、B 国裁判所に、同一事件について損害賠償請求訴訟を提起した。

**【例 2】** 特許権侵害について、侵害者である X が特許権者である Y に対し、侵害の不存在確認を求める訴えを A 国裁判所に提起した。その後、Y が X に特許権侵害訴訟を B 国裁判所に提起した。

旧規則 27 条 1 項<sup>12</sup>によれば、異なる構成国の裁判所において、同一当事者間の同一の請求を理由とする訴えが係属した場合、後に提訴があった裁判所（以下、たんに「後訴裁判所」という）は、先に提訴があった裁判所（以下、たんに「前訴裁判所」という）の管轄が確定するまで手続を中止する。欧州司法裁判所は消極的確認訴訟が給付訴訟に先行する場合にも旧規則 27 条の適用

---

zum europäischen Zivilprozessrecht, ZZPInt 9 (2004) (Abk.: *Althammer/ Löhnig*, ZZPInt9), S.2; *Sander/Breßler*, Das Dilemma mitgliedstaatlicher Rechtsgleichheit und unterschiedlicher Reschtsschutzstandards in der Europäischen Union, ZZP 122 (2009)(Abk.: *Sander/Breßler*, ZZP 122), S.157. を参照。

8 とりわけ知的財産権訴訟との関係で、EU におけるこの問題を比較的早い段階でわが国に紹介した文献として、田中孝一「欧州知的財産権訴訟の最新トピック」判タ 1089 号 (2002 年) 38 頁、39 頁以下がある。

9 たとえば、*Althammer/Löhnig*, ZZPInt 9, S.23; *Sander/Breßler*, ZZP 122, S.157.

10 この現象の典型的な出現形態をこのように整理するものとして、*Sander/Breßler*, ZZP 122 (2009), S. 157, 160.

11 その他の考えるる態様については、*Carl*, *Einstweiliger Rechtsschutz bei Torpedoklagen* 2007, S.75ff を参照。

12 規定の内容については、後述二 1. (1) を参照。

を認めるから（後述二 1. (2) (a) 参照）、【例 1】、【例 2】ともに、A 国で係属した先行する消極的確認訴訟により B 国訴訟は、同条項により A 国裁判所の管轄が確定するまで中止される。ところが、A 国が慢性的な訴訟遅延を抱えているような国だとすると、かかる措置により潜在的権利者（例における Y）の（迅速な）権利実現が阻害されるおそれが生じる。このような事情を利用して戦略的に A 国に提起される消極的確認訴訟がいわゆるトルペード訴訟である。

ブリュッセル I 規則は 2012 年改正でこの問題に取り組み、2015 年 1 月 10 日に、改正された規則<sup>13</sup>（いわゆるブリュッセル Ia 規則。以下、「新規則」という。なお、新旧両規則につき共通する事柄に言及する場合には、たんに「規則」という。）が施行された<sup>14</sup>。新規則は、前訴優先原則を原則として維持する一方で、専属的管轄合意が存在する場合には、前訴裁判所ではなく管轄合意された後訴裁判所を優先する例外規定を置くことにより、この問題に対処した。もっとも、専属的管轄合意の場合がある場合に合意された裁判所を優先する取り扱いを認めることは、後述する Gasser 事件判決（後述二 3. 参照）において、「構成国の手続の等価値性」に反するものとして欧州司法裁判所により否定されていた。そうすると、ブリュッセル規則は、今回の改正により、各構成国の裁判手続の現実的な違いを前にして、前訴優先原則の貫徹、ひいては「構成国の手続の等価値性」という前提の貫徹を断念したようにもみえるが、そのようにいうことはできるのであろうか<sup>15</sup>。逆に、上記前提の貫徹を断念していないとすれば、改

13 Verordnung (EG) Nr. 1215/2012 des Rates vom 12.12.2012 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. EU 2012 L 351/1.

14 新規則の概要につきコンパクトにまとめた独語文献として、Pohl, Die Neufassung der EuGVVO – im Spannungsfeld zwischen Vertrauen und Kontrolle, IPRax 2013 (Abk.: Pohl, IPRax 2013), S.109. が、また邦語文献としては、岡野裕子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌 113 巻 1 号（2014）30 頁、春日偉知郎「欧州連合（EU）における民事手続法の基本構造—全体の枠組みと各規則の要点」『欧州連合（EU）民事手続法（法制執務資料第 464 号）』（2015・法務省大臣官房司法法制部）1 頁がある。

15 この点、今回の改正は訴訟係属ルールにつき前訴優先主義を「緩和」し、「構成国の手続の等価値性」の原則の貫徹を断念したものと評するドイツ文献も存在し（Pohl,

正規則の専属管轄合意の規律は「構成国の手続の等価値性」との関係で、どのように正当化されるのであろうか。前述した、わが国承認予測説に対する批判に鑑みれば、このようなブリュッセルI規則の改正動向は、わが国における国際的訴訟競合の規律を考察する上でも、極めて興味深いものである。

(3) 本稿は、以上のような問題関心にもとづき、訴訟係属の規律に関するブリュッセルI規則の改正過程と新規則の内容を紹介<sup>16</sup>・分析することにより上記の問いについて考察し、あわせてわが国における国際的訴訟競合の規律を考察する上での若干の示唆を得ることを目的とする。

以下では、まず、ブリュッセルI規則改正前の訴訟係属ルールを確認する(二)。次に、新規則の改正作業を分析し、訴訟係属ルールに関する改正の背後にある考え方を明らかにすることで、上記の問いに対する回答を提示する(三)。以上を踏まえ、わが国の国際的訴訟競合の規律を考察する際の若干の示唆を得る(四)。なお、新規則33条は、EU構成国外での訴訟係属をEU構成国が考慮することを認める、注目すべき規定を設けているが、この点についての考察は別稿を予定しており、本稿では検討の対象としない。また本稿は、わが国における国際的訴訟競合との関係での、専属的管轄合意に関する具体的な解釈論の提示を目的とするものでもない。

---

IPRax 2013, S.109, 111)、この改正を紹介する邦語文献の多くは、主にこの文献に依拠している。もっとも、かかる文献の理解が改正規則に関する理解として適当であるかは疑問の余地がありそうである。本稿は、上記文献以外の文献を可能な限り参照し、結論を先取りすれば「構成国の手続の等価値性」の貫徹は断念されてはならないことを明らかにする。これにより、わが国におけるブリュッセルIa規則の訴訟係属ルールに関する議論の紹介状況を相対化することも目的としている。

16 管轄合意との関係で新規則の概要を紹介するものとして、芳賀雅顕「国際裁判管轄の専属的合意と国際訴訟競合の関係」慶応法学 28号(2014) 273頁がある。

## 二 ブリュッセル I 規則と前訴優先原則

### 1. 国際的訴訟競合の規律——前訴優先原則

(1) ブリュッセル I 規則 (旧規則) において、国際的訴訟競合の取り扱いを定める主要規定は 27 条<sup>17</sup> である。同条によると、異なる構成国の裁判所において、同一の当事者間の同一の請求を理由とする訴えが係属した場合、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定するまで手続を中止する (1 項)。そして、前訴裁判所の管轄が確定すれば、後訴裁判所は管轄不存在を宣言する (2 項)。この規定から明らかなように、旧規則は、国際訴訟競合につき、時間的に先行する裁判所<sup>18</sup> の手続を優先させる、前訴優先原則 (das Prioritätsprinzip) を採用している。これは、同一の事件について同時に複数の裁判所で並行して手続が行われ、矛盾抵触する裁判がなされることを可能な限り回避することを目的とする<sup>19</sup>。

(2) (a) 前訴優先原則は、競合する訴訟が「同一の請求」に関する訴訟である場合に、適用される。もっとも、規則は「同一の請求」についての定義規定を

---

17 27 条は以下のように定める。なお、同規則の訳文については、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセル I 規則) (上)」国際商事法務 30 卷 3 号 (2002) 317 頁を参考に、一部修正をした。

#### 「旧規則 27 条

1 同一当事者間の同一の請求を理由とする訴えが、異なる構成国の裁判所に係属するときは、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない。

2 先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されたときには、後に訴えが係属した裁判所は自らに管轄がないことを宣言しなければならない。」

18 先に提訴のあった裁判所をどのように決めるか (優先性の判断基準) については、ブリュッセル I 規則の前身であるブリュッセル条約の解釈争いがあったが、ブリュッセル I 規則成立に際し 30 条が定められ、一定の解決がなされた。改正議論の詳細については、*Manabu Honma, Das Prioritätsprinzip im europäischen und autonomen deutschen Recht im internationalen Zivilverfahren*, *Ritsumeikan Law Review* No 20, 2003, S. 17 を参照。

19 Stein/Jonas/*Gerhard Wagner*, ZPO 22. Aufl. (Abk.:Stein/Jonas/*Wagner*, ZPO<sup>22</sup>) Art. 27 EuGVVO Rdnr.1.

もたないから、その内容は解釈により確定される。この点、欧州司法裁判所の確立した判例<sup>20</sup>によれば、同条項における「同一の請求」は、請求の理由 (Grundlage)、すなわち、事実関係、およびそれと関係付けられる法規範が同一であれば認められ、訴えの目的 (Gegenstand) が同一である必要はない (いわゆる「核心理論」<sup>21</sup>)。その結果、EU における前訴優先原則の妥当範囲は——訴訟物の同一性を基準とするドイツ法のそれより——広く解されることになる。すなわちドイツ法によれば、外国で消極的確認訴訟が提起され、その後国内で給付訴訟が提起された場合、両者は訴訟物を異にするため二重起訴の禁止の適用対象とはならず、むしろ後者の提起により前者は確認の利益を欠くことになる。これに対し、核心理論によれば、他の構成国で先行して提起された消極的確認訴訟は、後に提起された給付訴訟に優先する。規則上、管轄選択は先に訴えを提起した者に認められるが、このように消極的確認訴訟を優先させることは、債務者による管轄選択を可能にし、管轄法上利益の点で両当事者のバランスをとることが可能になる (武器対等) として、多くの見解は肯定的にとらえている<sup>22</sup>。

(b) かかる前訴優先原則の基盤となる考えは、各国の民事司法制度の機能的代替可能性および等価値性に対する、各構成国の相互の信頼であり、この点はブリュッセル I 規則の趣旨にも表れている<sup>23</sup>。それゆえ、他の構成国で先行して係属した訴訟の裁判が、後行訴訟の係属する構成国で承認される見込みを、旧規

20 EuGH 08. 12. 1987, Rs. 144/86 – Gubisch/Palumbo, Slg. 1987, 4861; EuGH 06. 11. 1994, Rs. C-406/92 – “The Tatry”, Slg. 1994, I-5439.

21 「核心理論」については、さしあたり拙稿「ヨーロッパ民事訴訟法における核心理論について」立命 304 号 (2005 年) 267 頁を参照。

22 Vgl. Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht 4. Aufl. (2006), Rdnr. 762; Linke/Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht 6. Aufl. (Abk.: Linke/Hau, IZVR<sup>6</sup>) Rdnr. 7.9.; Thole, Aktuelle Entwicklungen bei der negativen Feststellungsklage NJW 2013, 1192, 1194 も参照。

23 Stein/Jonas/Wagner, ZPO<sup>22</sup> Art. 27 EuGVVO Rdnr. 1.

則 27 条は適用要件として要求していない<sup>24</sup>。したがって、後訴裁判所は、他の構成国での先行訴訟を考慮する際に、旧規則に掲げられた承認要件に関する審査を行うことはできない。

## 2. 前訴優先原則の前提とその機能

ブリュッセル I 規則の管轄ルールは、本案との密接関連性や被告の利益等を考慮した上で構築されている<sup>25</sup>。そして規則は各構成国裁判所の機能的代替性に対する信頼を前提とする。したがって、規則により管轄が認められる複数の裁判所が存在する場合、それらはいずれも権利保護の点で等しく適切な裁判所である。だからこそ、複数の裁判所に管轄が肯定される場合には、原告にそのうちの一つを選択することが認められる<sup>26</sup>。同規則の訴訟係属ルールはこのような管轄ルールを前提としており、それゆえ、訴訟競合が生じた場合、時間的先後という形式的基準のみで競合訴訟の優劣を判断する<sup>27</sup>。

前訴優先原則によれば、如何なる裁判所が権利保護のために適切かを後訴裁判所が評価することはない。これにより、構成国間の裁判手続の等価値性が貫徹される<sup>28</sup>。同時に、かかる基準の形式性により、いずれの当事者も競合管轄の存在を認識することが可能となる。その結果、自らのイニシアチブにより法廷地を選択・確定する機会が、双方の当事者に保障される（武器対等）<sup>29</sup>。

---

24 Stein/Jonas/Wagner, ZPO<sup>22</sup> Art. 27 EuGVVO Rdnr.44., Linke/Hau, IZVR<sup>6</sup> Rdnr. 7.10., Nagel/Gottwald, Internationales Zivilprozessrecht 7. Aufl. (2013) (Abk.: Nagel/Gottwald, IZPR) §6 Rdnr. 201

25 Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht 6.Aufl. 2014, Rdnr.199. 参照。

26 Linke/Hau, IZVR<sup>6</sup> Rdnr.4.10

27 Stein/Jonas/Wagner, ZPO<sup>22</sup> Art. 27 EuGVVO Rdnr. 2 f.; Althammer/ Löhnig, ZZPInt 9 (2004), S.23, 31; Stein/Jonas/Wagner, ZPO<sup>22</sup> Art. 23 EuGVVO Rdnr.144. も参照。

28 Vgl. Tiefenthaler, Streitanhängigkeit, Präjudizialität und Konnexität im ausländischen Verfahren, 1996, S.24; Mary-Rose McGuire, Verfahrenskoordination und Verjährungsunterbrechung im Europäischen Prozessrecht, 2004, S.34.

29 Mary-Rose McGuire, a.a.O. (Fn.28), S.34.

### 3. 前訴優先原則の徹底——Gasser 事件判決

(1) 上述 (二 1. (2) (a)) のように「核心理論」によれば、先行する消極的確認訴訟は、後に提起された給付訴訟に優先する。この帰結は、前訴裁判所の裁判の承認の見込みを考慮することなく認められる。それゆえ旧規則 27 条に関する欧州司法裁判所の理解は、一方当事者が意図的に、審理期間が長期にわたる構成国に先制的に消極的確認訴訟を提起することにより、給付訴訟による権利者の (適時の) 権利実現を阻害するおそれを内包していた<sup>30</sup>。

かかる事態に不満を抱くならば、ブリュッセル規則が前提とする前訴優先原則につき、一定の制限を認めるべきではないかとの疑問が生じる。この問題に対し回答を示したのが、2003 年の Gasser 事件に関する欧州司法裁判所判決<sup>31</sup>である。同事件の事案はおおむね以下のようなものである。なお、同判決はブリュッセル I 規則の前身である、ブリュッセル条約のもとで下された判決であるが、本稿で議論の対象とする訴訟係属の基本ルール (条約 21 条、旧規則 27 条) について両者に大きな変更点はない。

Y 社 (買主、本拠：イタリア・ローマ) は、X 社 (売主、本拠：オーストリア) との間で締結した売買契約につき、ローマの裁判所において、同契約が解除されていることの確認を求める訴えを提起した。これに対して、X 社は Y 社に、フェルドキルヒ地方裁判所 (オーストリア) に同契約にもとづく未払代金の支払を求める訴えを提起した。X 社は、この訴えについてフェルドキルヒ地方裁判所が義務履行地 (ブリュッセル条約 5 条 1 号) であることに加えて、専属的管轄合意 (同条約 17 条) によって裁判管轄権を有すると主張した。これに対して、Y 社は、被告住所地の普通裁判籍 (同

---

30 旧規則 27 条の要件である「同一の請求」に関する「核心理論」をめぐる議論は、すでにこのような危険性を視野に入れて、その肯否について議論がなされていた。この点については、拙稿・前掲 (注 20)・267 頁、281 頁以下を参照。

31 EuGH, 9. 12. 2003, Sig. 2003, I-14693. 同事件判決については、野村秀敏＝安達栄司編『最新 EU 民事訴訟法研究 I』(信山社・2013) 296 頁以下 [安達栄司]、芳賀・前掲 (注 16)、273 頁、277 頁以下に紹介がある。

条約2条)を主張すると同時に、管轄合意の存在を争い、さらにX社がフェルドキルヒ地方裁判所に提訴する前に、自らが同じ取引上の義務についてローマの裁判所に提訴していたと主張した。

フェルドキルヒ地方裁判所はブリュッセル条約21条にもとづいて、ローマ通常裁判所の管轄権が確定するまで、職権で手続を中止するという決定を下した。その際に、フェルドキルヒ地方裁判所は義務履行地としての裁判管轄を肯定したが、裁判管轄の合意の有無については不明とした。

X社はこの中止決定に対し、インスブルク高等裁判所に不服申立てをした。同裁判所は、欧州司法裁判所に対し、次の二点について先行判断を求めて付託した。すなわち、①後に訴えを受けた裁判所に管轄合意による管轄がある場合も、この裁判所はブリュッセル条約21条にもとづいて手続を中止しなければならないか、②最初に訴えを受けた裁判所の手続が過度に長期にわたるものであり、これにより被告が不利益を被る場合にも、21条の適用があるか、である。

(2) 欧州司法裁判所は、自らに付託された上記の①および②の付託事項について、概要、以下のように回答した。

(a) まず、付託事項①につき、専属的合意管轄が存在する場合も、条約21条の適用があるとした。その根拠として、次のようにいう。

まず、条約21条の文言はこの場合を別異に扱うよう規定しておらず<sup>32</sup>、専属的合意管轄はブリュッセル条約を直接の根拠として認められる点で他の管轄原因と異ならない。それゆえ、21条の適用から除外する必要もないとする。これは、専属的合意管轄も条約を直接の根拠に生じるものであり、合意がなされた後訴訟裁判所でなくとも、すなわち前訴訟裁判所であっても、かかる管轄について適切に解釈、適用をすることができる<sup>33</sup>という理解を前提とする。つまり、

32 EuGH, 9. 12. 2003, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 42-47.

33 EuGH, 9. 12. 2003, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 48.

管轄合意の存在を理由とする、後訴裁判所の管轄合意の有効性に関する判断権限 (Kompetenz-Kompetenz) を否定する<sup>34</sup>。それゆえ、規則に基づく管轄が競合する場合として、条約 21 条を適用するべきである<sup>35</sup>と欧州司法裁判所は考えたのである。

さらに、この場合に条約 21 条の適用を認めず、裁判管轄合意の有効性や解釈に関する紛争が並行すると、矛盾抵触する裁判が生じる危険がある<sup>36</sup>点も理由としてあげている。

(b) 次に、付託事項②については、他の構成国裁判所での手続が過度に長期にわたる場合であっても、条約 21 条は適用されるとした。欧州司法裁判所はその理由を、条約の体系および目的に求めている。つまり、条約上、かかる場合に 21 条の適用を認めないとする規定は置かれていない<sup>37</sup>。さらに、条約は構成国の司法制度および司法機関に対する相互の信頼を基礎としている<sup>38</sup>とする。

(3) 以上をまとめよう。欧州司法裁判所は Gasser 事件判決において、前訴優先原則を制限することを拒絶し、前訴優先原則を徹底した<sup>39</sup>。すなわち、一方では専属的管轄合意が存在する場合にも、時間的先後という形式的基準のみにより、競合する訴訟の優劣を決めるという立場を徹底した。また他方では、他の構成国裁判所の手続が過度に長期にわたる場合でも、条約 21 条の例外を認めるべきではないとする。そしてこれらいずれも、構成国の裁判手続は等価値であるという考えに依拠している<sup>40</sup>。ただし、前者については、管轄合意によ

34 Nagel/Gottwald, IZPR, §3 Rdnr. 203.

35 Stein/Jonas/Wagner, ZPO<sup>22</sup> Art. 23 EuGVVO Rdnr.143 f..

36 EuGH, 9. 12. 2003, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 51.

37 EuGH, 9. 12. 2003, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 71.

38 EuGH, 9. 12. 2003, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 72.

39 EuGH, 9. 12. 2003, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 47ff, 70ff.

40 Althammer/Löhnig, ZZPInt 9, 2004, S.23, 26 は、Gasser 事件判決で、ヨーロッパ司法裁判所は他の構成国の司法に対する完全な信頼という公理を現実世界にまで高めたと評し

れば管轄が認められる後訴裁判所に、管轄合意の有効性判断権限を認めないこと、いいかえれば専属的合意管轄を他の管轄原因と同列に扱うことを媒介項としている点には注意する必要がある。

### 三 改正ブリュッセル I 規則と前訴優先原則

#### 1. 徹底した前訴優先原則に対する文献上の批判

前訴優先原則を徹底する Gasser 事件判決に対しては、多くの批判が浴びせられた<sup>41</sup>。これらの批判的見解は、EU 内での並行訴訟を阻止する必要性までも否定するわけではなく、前訴優先原則そのものについては、基本的に肯定している。しかし、前訴優先主義の徹底により、不合理な訴訟期間により裁判を受ける権利が侵害されたり、裁判管轄合意の実効性が妨げられてはならず、それゆえ前訴優先原則の例外を認めるべきとする<sup>42</sup>。

その具体的な提案として、以下のようなものがあげられる。たとえば、後訴裁判所に管轄を認める専属的管轄合意が存在する場合には、訴訟係属の規律の適用を否定すべきであるとする提案<sup>43</sup>や、消極的確認の訴えは給付の訴えを遮断しないと考えるべきとするもの<sup>44</sup>、前訴裁判所の手続が権利濫用的である場

---

ている。

41 文献上の批判的見解を簡潔に整理するものとして、*Sander/Breßler, Das Dilemma mitgliedstaatlicher Rechtsgleichheit und unterschiedlicher Reschtsschutzstandards in der Europäischen Union, ZZP 122* (Abk.: *Sander/Breßler, ZZP 122*) S.157, 165ff. がある。

42 この点につき詳細は、*Burgstaller/Neumayer/McGuire, Internationales Zivilverfahrensrecht* (2009), Art. 27 Rdnr.71ff. を参照。

43 *Grothe, Zwei Einschränkungen des Prioritätsprinzips im europäischen Zuständigkeit: ausschließliche Gerichtsstände und Prozessverschleppung, IPRax 2004* (Abk.: *Grothe, IPRax 2004*) S.205, 207. (先述 Gasser 事件判決の判例評釈)

44 *Prütting, Die Rechtshängigkeit im IZPR und der Begriff des Streitgegenstandes, GedS Lüderitz, 2000, S.623, 631f.* なお、同文献は Gasser 事件以前のものだが同事件で扱われた問題について批判的に検討している。

合<sup>45</sup>や、過度に時間を要するものである場合<sup>46</sup>には、先行する訴訟係属を無視することができるとする提案、さらにはトルペード訴訟による被害者に損害賠償請求権を認めるべきとする提案<sup>47</sup>などである。

## 2. 改正作業<sup>48</sup>

(1) Gasser 事件に対する批判は、ブリュッセル I 規則の改正において欧州委員会（以下、たんに「委員会」と呼ぶ）にこの問題を取り組ませる契機となった。ブリュッセル I 規則は、施行 5 年経過後、委員会に対し、規則の機能を評価し、改善提案をすることを義務付けていた（旧規則 73 条）。この義務を履行するため委員会は準備作業に入り、2007 年末にハイデルベルク大学の研究グループ（*Hess, Pfeiffer, Schlosser* ら）に同規則の機能に関する研究調査を依頼した。その報告書が、いわゆるハイデルベルクレポート<sup>49</sup>である。同報告書は構成国に関する比較法的研究を基礎として、規則は全体としてよく機能しているが、いくつかの点で改正が必要である旨の報告をした<sup>50</sup>。その中には、後述のようにトルペード訴訟への対処も含まれていた。この報告を受け、委員会は 2009 年に、EU 議会等に向けた委員会報告書<sup>51</sup>を作成し、ついでこの委員会報

45 このような見解は、Gasser 事件においてすでにイギリス政府より示されていた。Vgl. EuGH, 9.12.2003, Rs. 116/02, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 63.

46 この見解は、先に提訴があった裁判所の手続が過度に長期にわたる場合、ヨーロッパ人権条約 6 条に違反するものと考えるものであり、ドイツ固有法においては一般に認められる。この見解に賛意を示す文献として、たとえば、*Schlosser*, EU-Zivilprozessrecht, 2. Aufl. 2003, Art. 27 EuGVVO, Rdnr. 11; *Zöller/Geimer*, ZPO 26. Aufl. 2007, Art. 27 EuGVVO, Rdnr. 33. などがある。Gasser 事件においても、原告およびイギリス政府からもかかる解決策が提案されていた。Vgl. EuGH, 9.12.2003, Rs. 116/02, Slg. 2003, I-14693, Rdnr. 59 u. 61.

47 *Rauscher/Leible*, Europäisches Zivilprozessrecht, 2. Aufl. 2006, Art. 27 EuGVVO, Rdnr. 18a.

48 改正の経緯一般については、*Stein/Jonas/Wagner*, ZPO<sup>22</sup> Art. 1 EuGVVO Rdnr. 18ff. を参照。

49 *Hess/Pfeiffer/Schlosser*, Report on the Application of Regulation Brussels I in the Member States – Study JLS C4/2005/03. (Abk.: *Hess/Pfeiffer/Schlosser*, Heidelberg Report)

50 *Hess/Pfeiffer/Schlosser*, Heidelberg Report, Rdnr. 693ff.

51 Bericht der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat und den Europäischen

告書を基礎としたグリーンペーパー<sup>52</sup>を公表した。

(2) (a) ハイデルベルグレポートは、上述した文献上の批判を踏まえ、ブリュッセル I 規則のうち改正を要する点の一つとして、トルペード訴訟に対する対策をあげた<sup>53</sup>。これを受けグリーンペーパーは、「共同体における秩序だった司法の利益に関し、濫用的な訴訟戦略を防止するために、訴訟係属の現在のルールが適切であるか」を検討すべき<sup>54</sup>とした。また、管轄合意についても、「当事者による管轄合意は、国際取引における実務上の重要性からすれば、…最大限の効果が付与されるべきである。そこで、とくに訴訟競合の場合に、そのような合意の効果が規則において、どの程度、またどのような方法で強化できるのか」を検討しなければならない<sup>55</sup>とした。かかる観点からグリーンペーパーは、具体的な解決案として、裁判管轄合意および訴訟係属ルールの二つの方向から<sup>56</sup>、以下で述べるような複数の提案<sup>57</sup>を提示している<sup>58</sup>。

(b) まず、裁判管轄合意との関係では、主に次の二つの提案がなされた。ひとつは、①管轄合意によって合意された裁判所は、訴訟係属の規定による中止義

---

Wirtschafts- und Sozialausschuss über die Anwendung der VO (EG) Nr. 44/2001 des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, KOM (2009) 174 endg, S.6

52 Grünbuch, Überprüfung der VO (EG) Nr. 44/2001 des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, KOM (2009) 175 endg (Abk.: Grünbuch), S.5.

53 *Hess/Pfeiffer/Schlösser*, Heidelberg Report, Rdnr. 436ff., 715ff.

54 Grünbuch, S.7.

55 Grünbuch, S.5.

56 グリーンペーパーは訴訟係属ルールに関する項目において、具体的な提案については裁判管轄合意の項目を参照するよう指示している。Vgl. Grünbuch, S.7.

57 以下にあげる提案①ないし④の提案につき、Grünbuch, S.5.を参照。なお、提案①ないし③については、芳賀前掲(注16)、285頁以下に紹介がある。

58 なお、グリーンペーパーでは本文記載の提案のほかに、権利濫用的な訴訟戦術に対する損害賠償請求権および標準合意管轄条項に関する提案も存在した。

務を負わないものとするという案である。もともと、この案は一定期間訴訟競合が生ずる可能性を内包していた。もうひとつは、②管轄合意によって合意された裁判所を優先させるとする提案で、旧規則 23 条 3 項<sup>59</sup>の規律を参考にしたものである<sup>60</sup>。同条項は、EU に居住地のない当事者同士が、EU 構成国の裁判所に管轄を認める管轄合意をした場合に、合意された裁判所が、自らと合意を争って訴えが提起された裁判所とのいずれに管轄があるかを判断する旨を定めていた。つまり、合意された裁判所に、管轄合意の有効性を判断する権限 (Kompetenz-Kompetenz) を認める。「管轄合意に最大限の効果を与えるべき」とするグリーンペーパーの考え方からすれば、提案②におけるかかる判断権限は、当事者の合意を基礎とするものと考えられる。

他方、訴訟係属ルール一般との関係では、③前訴裁判所が管轄不存在を宣言するまで、後訴裁判所は手続を中止するが、前訴裁判所の管轄判断につき期限を設定するというもの、さらには、④給付訴訟と消極的確認訴訟の競合する場

59 旧 23 条 1 項および 3 項は以下のように定める。なお、新規則 25 条 1 項で、新規則の適用領域が第三国居住者にも拡張されたことにともない、旧 23 条 3 項は今回の改正により削除された。

「旧 23 条

1 当事者の少なくとも一人が構成国の領域内に住所を有する場合、特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、構成国裁判所の管轄を当事者が合意したときには、この裁判所は管轄を有する。この管轄は、当事者の別段の合意がない限り、専属管轄である。この管轄合意は、次のいずれかの方式で締結されなければならない。

- a 書面又は書面による確認を伴った口頭による方式
- b 当事者間で確立している慣行に従った方式
- c 国際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、国際取引において関連する特定の取引分野で同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されている慣習に従った方式

2 (省略)

3 このような合意の当事者のいずれも、構成国の領域内に住所を有しないときには、指定された裁判所が管轄を否定した場合を除き、他の構成国の裁判所はその紛争について管轄を有しない。

(4 項以下省略)

60 Stein/Jonas/Wagner, ZPO<sup>22</sup> Art. 23 EuGVVO Rdnr.153.

合につき、訴訟係属の規定の適用から除外するという案が提示されていた。

(3) (a) 2010年12月14日、欧州委員会はブリュッセルI規則の改正草案<sup>61</sup>を公表した<sup>62</sup>。訴訟係属ルール一般および裁判管轄合意につき、改正草案の規律は以下のようなものである。

(ア) まず訴訟係属ルール一般について、草案29条<sup>63</sup>は、基本線において旧規則27条の規律内容を維持したが、次の2点につき、旧規則27条に修正がくわえられている。

第一に、前訴優先原則は「第32条第2項を妨げない限り」で適用されるものとされた(草案29条1項)。これは、裁判管轄合意が存在する場合には、訴訟係属ルールは適用されないことを意味するが、この点はすぐ後の(イ)で詳述する。

---

61 Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 14. 12. 2010, KOM(2010) 748 endg. (Abk.: Vorschlag).

62 改正提案について論評する文献として、Hess, Die Reform der EuGVVO und Zukunft des Europäischen Zivilprozessrechts, IPRax 2011 (Abk.: Hess, IPRax 2011), S.125; Weller, Die Kommissionsentwurf zur Reform der Brüssel I-VO, GPR 2012, S.34. がある。

63 草案第29条は以下のような定めをおいていた。

「草案第29条 (仮訳)

- 1 同一当事者間の同一の請求を理由とする訴えが異なる構成国の裁判所に係属した場合、後に提訴のあった裁判所は、第32条第2項を妨げない限りで、先に提訴のあった裁判所が管轄を確定するまで手続を中止する。
- 2 1項に規定する場合において、提訴のあった裁判所は、特別の事情によりこれが不可能でない限り、6か月以内に自らの管轄を確定する。提訴のあった裁判所は、別に提訴のあった裁判所の申立てに基づいて、いつ提訴があったか、本案について管轄が確定したかどうか、ならびに管轄についての判断がいつなされる見込みであるかについて、この裁判所に遅滞なく通知する。
- 3 先に提訴のあった裁判所の管轄が確定した場合、後に提訴のあった裁判所は、自らに管轄がないことを宣言する。
- 4 (略)

第二に、前訴裁判所は、特別の事情によりそれが不可能でない限り、6 か月以内に自らの管轄を判断するものとされ、その実効性確保のために、裁判所間で提訴等の情報を交換する制度を設けた（草案 29 条 2 項）。この点は、グリーンペーパーにおける提案③に対応するものである。もっとも草案は、前訴裁判所が 6 か月の判断期間を遵守しなかった場合のサンクション、たとえば後に提訴があった裁判所が、前訴裁判所の訴訟係属を無視して訴訟を続行するといった取り扱いを設けていない<sup>64</sup>。このようなサンクションを認めることは、結果として構成国裁判所に序列をつけることになり、構成国の手続の等価値性に反する可能性がある<sup>65</sup>。それゆえ、改正草案は、期間が遵守されなかった場合のサンクションを定めないことにより、前訴優先原則を維持しようとしたものと考えられる<sup>66</sup>。

(イ) 次に改正草案は、規則に基づく専属管轄合意が存在する場合の前訴優先原則の例外規定を、32 条 2 項<sup>67</sup>に置いた。同条項は、先に提訴があった裁判所は、他の構成国裁判所が上記の管轄合意により専属管轄を有する場合には、管

64 この点を指摘するものとして、*Domej*, *EuGVVO-Reform: Die angekündigte Revolution, ecoplex* 2011, S.124, 126; *ders*, *Rechtshängigkeit und in Zusammenhang stehende Verfahren, Gerichtsstandsvereinbarungen, einstweilige Maßnahmen*, in: *Andrea Bonomi/Christina Schmid* (Hrsg.), *Revision der Verordnung 44/2001 (Brüssel I) - Welche Folgen für das Lugano-Übereinkommen?* (2011), S.105, 108.; *Mary-Rose McGuire*, *Priorität versus Flexibilität? Zur Weiterentwicklung der Verfahrenskoordination im Rahmen der EuGVVO-Reform*, in: *FS Athanassios Kaissis* (2012) (Abk.: *McGuire*, *FS Kaissis*), S.671, 675. がある。ただし、*Domej* はサンクションが設けられなかった点に批判的である。

65 *Katharina Hilbig-Lugani*, *Die gerichtstandsvereinbarungswidrige Torpedo*, in: *FS Rolf A. Schütze zum 80. Geburtstag* (2015) (Abk.: *Hilbig-Lugani*, *FS Schütze*), S.195, 200 を参照。

66 この点を示唆するものとして、*McGuire*, *FS Kaissis*, S.671, 675.

67 草案 32 条 2 項は次のように定める。

「草案 32 条 (仮訳)

2 第 23 条による合意により専属管轄を有する構成国の裁判所に訴えが提起されたときは、他の構成国の裁判所は、本章第 3 節、第 4 節及び第 5 節の意味での合意が問題とならない限りで、合意に基づいて提訴のあった裁判所が合意に従った管轄を有しないと宣言をするまでは、事件について管轄を有しない。」

轄の不存在を宣言するものとする。したがって、管轄合意の有効性の判断は、合意により管轄があるとされる裁判所に認められることになる<sup>68</sup>。他の構成国の裁判所は、合意された裁判所が管轄不存在を宣言して初めて、活動することができる。かかる草案の規定は、グリーンペーパーにおける提案②を採用したものであり、上述したように（三 2. (2) (b)）旧規則 23 条 3 項をモデルとした規律である。そしてかかる後訴裁判所の管轄合意の有効性に関する判断権限（Kompetenz-Kompetenz）の根拠は、当事者自治に求められる<sup>69</sup>。

(b) 以上のように、改正草案では、グリーンペーパーにおける提案②と③を組み合わせた形で規定が置かれた。これにより改正草案は、Gasser 事件判決で問題とされた二つの問題、すなわち前訴優先原則による適時に裁判を受ける権利が侵害される可能性があること、および裁判管轄合意の実効性が低下することを改善しようとした。

ところで、グリーンペーパーにおける提案④はすでにこの段階で、考慮の対象から外されている。その理由を委員会は、消極的確認訴訟は裁判管轄合意を阻害する方法の一つではあるが、これ以外の方法でも裁判管轄合意の実効性がそがれる可能性があり、問題の一部しか解決できない点に求めている<sup>70</sup>。すなわち、ヨーロッパ司法裁判所により確立された「核心理論」によれば、草案 29 条における「同一の請求」も、請求の理由さえ一致すれば認められることになる。それゆえ、消極的確認訴訟を用いずとも、他の訴訟形態を用いること

68 この点を確認するものとして、Hess, IPRax 2011, S.125, 129.

69 Vorschlag 3.1.3. が明確にこの点を示している。また、Domej, Die Neufassung der EuGVVO Quantensprüge im europäischen Zivilprozessrecht, RabelsZ 78 (2014) (Abk.: Domej, RabelsZ 78), S.509, 533. も参照。

70 Commission Staff Working Paper, Impact Assessment, Accompanying document to the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgements in civil and commercial matter (recast), SEC(2010) 1547 final, 14. December 2010 (Abk.: Commission Staff Working Paper), S.31f. このワーキングペーパーには新規則に至る経緯の説明がなされている。

で、トルペード訴訟が生じる可能性はなお残る。したがって、消極的確認訴訟のみを規制しても裁判管轄合意の実効性確保の点で十分ではないと考えられ、それゆえ提案④は採用されない結果となった<sup>71</sup>。

### 3. 新規則

改正草案の訴訟係属に関する規定および裁判管轄合意に関する規定は、一部修正が加えられ、新規則の規定となった<sup>72</sup>。以下では、その修正内容と修正理由を見ていこう。

(1) まず、訴訟係属の原則規定である新規則 29 条<sup>73</sup>について、判断期間に関する定めは置かれなかった。すなわち、改正草案ではその 2 項で、前訴裁判所は訴えを受けてから 6 か月以内に自らの管轄の存否を判断しなければならないとしていたが、この定めは新規則では盛り込まれなかった。その理由は以下の点に求められる。すなわち、このような判断期間の設定は、訴訟遅延が慢性化している構成国の裁判所に対し迅速に手続を行うよう促す効果は確かにあるだ

71 この点を指摘するものとして、*Hilbig-Lugani*, FS Schütze, S.195, 201. また、*Stein/Jonas/Wagner*, ZPO<sup>22</sup> Art.23 EuGVVO Rdnr.159. も参照。

72 新規則の訴訟係属ルールと裁判管轄合意との関係について、簡潔に整理する文献として、*Katharina Auernig*, First come, first serve? Gerichtsstandsvereinbarungen und Anhängigkeit nach neuen EuGVVO, *ecolex* 2015, S.6 がある。

73 ブリュッセル Ia 規則第 29 条は以下のように定める。なお、ブリュッセル Ia 規則の条文の訳文については、『欧州連合 (EU) 民事手続法 (法制執務資料第 464 号)』(2015・法務省大臣官房司法法制部) に依拠した。

#### 「第 29 条

- 1 同一の当事者間の同一の請求を理由とする訴えが、異なる構成国の裁判所に係属したときは、後に提訴のあった裁判所は、第 31 条第 2 項を妨げることなく、先に提訴のあった裁判所の管轄が確定するまで、職権で手続を停止する。
- 2 第 1 項に規定する場合において、提訴のあった裁判所は、別に提訴のあった裁判所の申立てに基づいて、第 32 条によりいつ提訴があったかについて、この裁判所に遅滞なく通知する。
- 3 先に提訴のあった裁判所の管轄が確定するときは、後に提訴のあった裁判所は、自らに管轄がないことを宣言する。」

ろう。しかし、管轄のない構成国裁判所に訴えを提起することによる裁判管轄合意を潜脱するような濫用的行為を規制することはできないことである<sup>74</sup>。この点に加え、管轄判断期間を一般的に定めることが難しいという事情も理由としてあげられる<sup>75</sup>。現在の EU 構成国において裁判所が、6 か月に以内に管轄の存否の判断を行うのは現実には困難であり、他方で半年以上の期間を設定するのは、前訴原告の利益との関係で適切でないとの指摘が従来よりなされていた<sup>76</sup>。

(2) 次に裁判管轄合意に関しては、基本的には改正草案 32 条 2 項の規定が引き継がれている。新規則は、改正草案に次のような部分的な修正を加えているが、この点は改正草案の基本コンセプトに影響を与えない<sup>77</sup>。すなわち改正草案 32 条 2 項は、すでにみたように、合意された裁判所に訴えが提起された場合、前訴裁判所は、「直ちに管轄がないことを宣言する」旨を定めていた。これに対し、対応する規定である新規則 31 条<sup>78</sup> 2 項によれば、前訴裁判所は新

---

74 Vgl. Commission Staff Working Paper, S.31.

75 Vgl. Commission Staff Working Paper, S.31.; Hilbig-Lugani, FS Schütze, S.195, 200.

76 この点につき、Peiffer, Schutz gegen Klagen im *forum derogatum* (2013), S.275. を参照。

77 この修正は、閣僚理事会および EU 議会によってなされた。この点につき、Weller, Die verbesserte Wirksamkeit der europäischen Gerichtsstandsvereinbarung nach der Reform der Brüssel I-VO, ZZPInt 19 (2014) (Abk.: Weller, ZZPInt 19), S.251 253 を参照。

78 ブリュッセル Ia 規則第 31 条は以下のように定める。

「第 31 条

- 1 手続について複数の裁判所の専属管轄が存するときは、最後に提訴のあった裁判所は、最初に提訴のあった裁判所のために、自らに管轄のないことを宣言しなければならない。
- 2 第 25 条による合意により専属管轄を有する構成国の裁判所に訴えが提起されたときは、他の構成国の裁判所は、第 26 条を妨げることなく、合意に基づいて提訴のあった裁判所が、合意に従った管轄を有しないとの宣言をするまでは、手続を中止するものとする。
- 3 合意に掲げられている裁判所が、合意に従い管轄があるとすることは、この裁判所のために、他の構成国の裁判所は、自らに管轄のないことを宣言する。
- 4 第 2 項及び第 3 項は、第 3 節、第 4 節又は第 5 節に掲げる訴訟について、原告

「規則 25 条による合意に基づき専属管轄がある裁判所が自らに合意による管轄がないことを明らかにするまで、手続を中止しなければならない」とする。この修正は、後訴裁判所が管轄の不存在を宣言した場合に、時効期間が進行してしまうことや、前訴裁判所での裁判が不可能となることを回避することを目的とするものであり<sup>79</sup>、改正草案と新規則の間に基本的な考えの変更は存在しない。

(3) このように、結果として新規則は、訴訟係属ルール一般に関し、前訴裁判所の管轄判断期間を設定することを断念し、専属的管轄合意に関する規律を置くにとどまった。前者につき、管轄判断期間の設定が訴訟係属ルール一般の機能を向上させるのであれば、新規則 31 条 2 項とあわせて規律を置くこともまったく意味がないわけではない。にもかかわらずこれを断念したのは、管轄判断期間設定の難しさがあったのであろう。

#### 4. 評価—前訴優先原則は弱体化したのか？

(1) ここまでの検討をまとめよう。ブリュッセルI規則は、管轄利益を十分に考慮したうえで管轄を設定している。それゆえ、規則の適用範囲において、構成国裁判所はいずれも適切に事件を判断できる裁判所である。すなわち、構成国裁判所の手続は等価値ととらえる。他の構成国裁判所の判決が承認される見込みは考慮しない。以上を前提に旧規則 27 条は、競合する裁判所のうち、先に提訴があった裁判所を優先させる（前訴優先原則；二 1、2）。この点前訴優先原則に対しては、トルペード訴訟を誘発する可能性があるとの懸念が示されていた。しかし Gasser 事件において、欧州司法裁判所は、「構成国の手続の等価値性」を理由に、専属的管轄合意が存在する場合も、また不合理な訴訟期間

が、保険契約者、被保険者、保険金受取人、被害者、消費者又は被用者であつて、かつ、上記の各節の定めに従い合意が効力を有しない場合には、適用しない。」

79 Weller, ZZPInt19. S.251, 269.

により適時に裁判を受ける権利が害されるおそれがある場合も、例外なく旧規則 27 条が適用されるとし、後訴裁判所の管轄合意の有効性の判断権限を否定した (ニ 3.)。

Gasser 事件判決における上記二つの場合を中心に、トルペード問題への対策に取り組んだ立法者は、当初、この問題に専属管轄合意と訴訟係属ルール一般の二つの観点からの対処しようとした (三 1 (2)、(3))。しかし、成立した規則は、結果的に専属的管轄合意との関係で、合意により指定された裁判所に管轄合意の有効性を判断する権限を認めることにより、問題に対処するという控えめなものにとどまった<sup>80</sup> (三 3.)。改正作業をとおして、改正草案 29 条 2 項の管轄判断期間の不遵守について当初からサンクションを設けない立場をとる (三 3. (a) (ア)) など、前訴優先原則の修正に対する、立法者の慎重な態度が窺える。

(2) このように新規則は、Gasser 事件判決の立場を修正し、専属的管轄合意により指定された後訴裁判所に、管轄判断についての優先的な地位を認めた。つまり、時間的な先後という形式的基準のみで競合訴訟の優劣を判断する前訴優先原則に、ある種の「例外」を認めた。

もっともかかる「例外」にもかかわらず、新規則は「構成国の手続の等価値性」の前提を堅持している。このことは、新規則が管轄合意の有効性の判断権限を、合意された後訴裁判所に認めた理由からすれば明らかである。すなわち、構成国裁判所間に存在する訴訟期間やコストに関する相違を考慮して、後訴裁判所が「適切な裁判所」であると立法者や裁判所が判断したことが、「例外」の根拠なのではなく、むしろ当事者がそれらの事情を考慮してかかる裁判

80 同様に規則改正が抑制的なものにとどまったと評価をする文献として、*Domej, RabelsZ* 78, S.509, 532; *Pfeiffer, Die Fortentwicklung des Europäischen Prozessrechts durch die neue EuGVO, ZZP127* (2014), S.409, 420. がある。また、改正によるトルペード訴訟への対処は、結果的に「特例 (Sonderfall)」を置くに形にとどまったと指摘するものとして、*Weller, ZZPInt19*, S.251, 266. がある。

所に専属的合意管轄を認める管轄合意をしたことを根拠とする。立法者が修正したのは、専属的合意管轄は規則により認められるという考え方にすぎない。つまり、この管轄が有する管轄合意の有効性判断という法定管轄とは異なる役割に着目し、管轄合意の締結のみならず、かかる合意を潜脱する行為から身を守ることをも、当事者の意思に委ねることとした<sup>81</sup>。したがってこの修正は、先述した前訴優先原則の前提に何ら影響を与えない。前訴優先原則は、受訴裁判所の双方が法定管轄に基づく場合には妥当するが、その片方の管轄が当事者の合意を基礎とする場合には妥当しない。後者の場合、二つの裁判所の手続は権利保護の点で等価値であるが、その役割—管轄合意の有効性判断—の点で異なるのである<sup>82</sup>。その意味で、上記例外規定により、前訴優先原則は何ら弱体化していない<sup>83</sup>。

(3) 訴訟係属ルール一般に関しては、立法者は当初から慎重に改正作業を行っており(三 2. (3) (ア))、しかも改正草案 29 条 2 項も最終的には新規則に結実しなかった。それゆえ、トルペード訴訟に対する対策は、専属的管轄合意が存在する場合の 31 条 2 項に限定される。見方によれば、新規則の対応は不十分であるという評価もできなくはない<sup>84</sup>。

では、なぜ立法者はより踏み込んだ改正をすることなく、控えめな改正にとどめたのであろうか。この点、改正作業の基盤を提供したハイデルベルクレ

81 同様の評価をする文献として、*McGuire*, FS Kaissis, S.671, 676, 680f.; *Nunner-Krautgasser*, Die Neuregelung der ausschließlichen Gerichtsstandsvereinbarungen in der EuGVVO, ZZP127 (2016), S.461, 479. がある。

82 同様の評価をする文献として、*McGuire*, FS Kaissis, S.671, 676.

83 改正草案段階で同様の評価をする文献として、*McGuire*, FS Kaissis, S.671, 675.; 新規則について同様の評価をするものとして、*Stein/Jonas/Wagner*, ZPO<sup>22</sup> Art. 23 EuGVVO Rdnr.158f.; *Domej*, *RabelsZ* 78, S.509, 532

84 実際にかかる評価をする文献としてたとえば、*P.-A. Brand*, *Deliktsschadensersatz und Torpedo-Klagen – Ein Beitrag zum Prioritätsprinzip nach Art. 29 Abs. 1 EuGVVO am Beispiel des Kartellschadensersatzes*, *IPRax* 2016 S. 314. がある。

ポートの作成者の一人でもある、*Hess* の指摘が示唆的である。彼は「トルペード訴訟問題は誇張されすぎている<sup>85</sup>」という。この指摘は、ブリュッセル規則の管轄ルールは、事件の密接関連性や被告の防御の利益等を考慮したうえで設定されている、というその管轄ルールの基本理解を踏まえたものと考えられる。確かに各構成国裁判所には、その手続の迅速さや訴訟にかかるコスト、証拠収集方法等の点で事実上の相違が存在する。しかし、当事者はこれらの相違を踏まえた上で管轄選択を行っている。当事者に管轄選択に関する対等な地位が保障されていれば、原則としてかかる当事者の管轄選択は尊重されるべきである。そして前訴優先原則は、このような当事者の管轄選択権を保障する機能を有している。以上を前提とするならば、トルペード訴訟が問題とされるもののうちその多くを占める、規則により管轄が認められる裁判所が競合する場合（一（2）【例1】のような場合）は、これを不当な訴訟として規制すべきではない<sup>86</sup>ということになる。立法者が前訴優先原則との関係で慎重な態度を示したのは、この点に配慮したものと考えれば首肯できる。

もっとも、規則により管轄が認められない裁判所に意図的に提起された訴訟により、後訴裁判所の審理が中止され、権利実現が不当に遅延するような場合や、知的財産権侵害訴訟と無効確認訴訟が競合する場合（一（2）【例2】の場合）のように、ブリュッセル Ia 規則の管轄ルールにその特性が十分に考慮されていない<sup>87</sup> ような事案類型の場合には、「構成国の手続の等価値性」の前提を欠く。したがって、これらの場合には、前訴優先原則を「制限」する例外を認める余地がありうる<sup>88</sup>。

85 *Hess*, Stellungnahme zum Grünbuch KOM(2009)175 endg. über die Reform der VO Brüssel I – Anhörung vor dem Europäischen Parlament, S.6

86 Vgl. *McGuire*, FS Kaissis, S.671, 678.

87 ヨーロッパ司法裁判所の判例によれば、知的財産権侵害訴訟についてもブリュッセル Ia 規則の管轄ルールの適用がある。Vgl. EuGH 13.7.2006, Rs. C4/03 – GAT/Luk, Slg. 2006, I-6509

88 この点を指摘するものとして、*McGuire*, FS Kaissis, S.671, 679f.

#### 四 むすびにかえて

(1) 本稿では、ブリュッセルI規則の改正により、同規則における国際訴訟競合の規律が採用する前訴優先原則が弱体化したのか、その前提である「構成国の手続の等価値性」に揺らぎがみられるかを、その改正作業を分析することによりみてきた。その結論は、いずれについても弱体化も揺らぎもみられない、というものである。前訴優先原則は、構成国の裁判所の手続がその質および機能につき等価値である場合に妥当する。新規則は、専属的管轄合意が存在する場合は、前訴裁判所と合意された後訴裁判所とはその役割が異なるから、当事者の合意が尊重され、前訴優先原則の適用はないとするにすぎない。また、前訴優先原則のさらなる例外が認められる余地は、「構成国の手続の等価値性」の前提を欠く場合に限られる。

(2) ブリュッセル規則における「構成国（内外）の手続の等価値性」は、各構成国裁判所の相互信頼を前提に、規則の管轄ルールにより管轄が認められた裁判所同士は等価値であることを意味する。もちろん、各構成国裁判所には訴訟期間や証拠収集方法などの事実上の違いが存在する。しかし、当事者はそれを踏まえて管轄選択をするのであり、その選択は基本的に尊重されねばならない。だからこそ競合訴訟の優先関係を判断する際には、時間的先後という形式的基準で判断するのである。このように前訴優先原則は、当事者に管轄選択権を保障する機能を有する。そして、先行する消極的確認訴訟が給付訴訟に優先することを認めたり、専属管轄合意について前訴優先原則の「例外」を認めることで、当事者双方に対等に管轄選択の機会が保障されている。

以上の前訴優先原則に関する理解は、わが国の承認予測説にも基本的には妥当するものと思われる。たしかに、わが国は外国との関係で、EU 構成国間に存在するような法的枠組みを有しないため、規則のように内外手続の相互信頼を無条件の前提とすることはできないし、その規律をそのまま用いることもできない。しかし、少なくとも外国判決が民訴法 118 条各号の要件の充足する見

込みがあることを条件に、内外手続を等価値と捉えることはできる。すなわち間接管轄（同条1号）の審査<sup>89</sup>は、わが国の管轄ルールからみて、外国裁判所の管轄が管轄利益を十分に考慮したものかを審査する。また、公序（同条3号）の審査により、わが国の手続法的基本原則と相容れないものはフィルタリングされる<sup>90</sup>。したがって、少なくとも上記の条件を充足すれば前訴優先主義を採用することは可能であろう<sup>91</sup>。

このように理解される承認予測説は、当事者に管轄選択権を保障する機能を有する。かかる機能は、涉外訴訟における法廷地の選択が、準拠法の決定やその後の手続のあり方に影響を与えることからすれば、重要である。また、わが国の民事訴訟法が管轄裁判所の併存を認め、競合する管轄の中から原告が管轄を選択することを認めていることとも整合的である。これに対し、日本と外国の裁判所のいずれが「適切な法廷地」であるかという観点から国際訴訟競合の問題を捉える見解は、すでに従来から指摘されているように<sup>92</sup>、当事者の管轄選択権を等閑視することになり妥当でない。

ところで、外国判決の承認の見込みを条件に内外訴訟を等価値であるとみても、現実には内外手続には差異が存在する。承認予測説は、かかる差異に起因する不利益を管轄選択の際の考慮要素と考え、これを当事者の管轄選択責任の

---

89 なお、間接管轄審査はいわゆる鏡像理論に基づくべきである。この点については、さしあたり拙稿「外国判決の承認における間接管轄と不法行為地の証明」金沢 58 卷 1 号（2015）127 頁を参照（最判平成 26 年 4 月 24 日民集 68 卷 4 号 329 頁の評釈）。

90 公序要件の予測審査が困難であるとの批判も存在するが、中止制度の活用とともに、先行訴訟係属がある外国の裁判手続がわが国の手続的基本原則に適合することが経験則上明らかであれば、手続的公序に反しないことを推定し、承認予測を争う側に手続的公序違反を窺わせる事実を反証させることで対応することができるのではないだろうか。

91 ただし承認予測説は、ブリュッセル規則とは異なり、内外手続の相互信頼を当然の前提とするわけではないから、118 条の要件のほかには付加的要件（適時に裁判を受ける権利を侵害するほど外国訴訟が長期にわたる場合など）を認める余地はある。詳細の検討は他日を期したい。

92 本間 = 中野 = 酒井・前掲（注 2）・90 頁参照。

中で捉える。その限りで、承認予測説は内外手続の差異を必ずしも等閑視しているわけではない。ただし、以上の説明は、当事者双方に管轄選択の機会が対等に保障されていることが前提となる。したがって、消極的確認訴訟と給付訴訟の関係や専属的管轄合意の取扱いなど、当事者に管轄選択の機会を対等に保障されているといえる条件を今後さらに検討する必要があるだろう。

(3) ところで、新規則はその 33 条で、第三国（EU 構成国以外の国）における訴訟係属の考慮を認める規定を置いた。同条は、第三国の訴訟係属を EU 構成国が考慮することを認める規定だが、各構成国裁判所に、内国手続を中止するかにつき裁量を認める。この点は、EU 域内において「構成国の手続の等価値性」を前提に前訴優先主義を貫徹している点との対比で、また承認予測説の前提としての「内外手続の等価値性」との関係で、非常に興味深い。この点については、別稿で検討することとしたい。

〔付記〕本稿のもととなる報告を、北陸国際関係私法研究会において行う機会を得た。同研究会において貴重な質問・コメントを下された先生方に対し、この場をお借りして感謝申し上げます。なお、本稿は、2014 年度全国銀行学術研究振興財団研究助成による研究成果の一部である。